

令和 8 年第12回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和 8 年 7 月 22 日	
	場 所	厚岸町役場 2 階 会議室	
開 会 日 時		令和 8 年 7 月 22 日 午前10時00分	
閉 会 日 時		令和 8 年 7 月 22 日 午前10時10分	
出 席 委 員		田 辺 正 保	
		森 脇 直 美	
		長谷川 博 一	
欠 席 委 員		成 澤 幸 恵	
会議録署名 委 員	教 育 長	滝 川 敦 善	
	委 員	田 辺 正 保	
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長 諸 井 公 指導室長 井 上 哲 平 生涯学習課長 車 塚 洋 給食センター所長 本 間 美 和 厚岸情報館長 川原田 恵 海事記念館長 菅 原 卓 己 B&G海洋センター所長 千 葉 隆 行 温水プール館長 石 田 秀 之 管理課補佐兼総務係長 余 西 弘 希	
	その他の者		

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	議案第43号	厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
7	議案第44号	厚岸町部活動地域移行検討協議会設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
8		閉会

令和 8 年第12回厚岸町教育委員会

令和 8 年 7 月 22 日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和 8 年第12回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長 日程第 2 「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、7 月 22 日の 1 日間としてよろしいですか。

●教育長 それでは、会期を本日 7 月 22 日の 1 日間といたします。

●教育長 日程第 3、「前回会議録の承認」についてであります。令和 8 年 6 月 24 日に開会した第11回教育委員会の会議録の承認についてありますが、会議録署名委員の長谷川委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第 4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第18条の規定により、田辺委員を指名いたします。

●教育長 日程第 5、議案第43号「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題とします。職員は、提案理由と報告内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第43号「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

厚岸町教育委員会文書管理規程は、厚岸町教育委員会が保有する文書事務の管理について、基本的事項を定めることにより、文書事務の円滑かつ適正な実施を図ることを目的に、必要な事項を定めているものであります。

今回の改正につきましては、文書管理規程第6条に規定する「文書記号」において、本来、生涯学習課の係として位置付けられていない係が、文書管理規程付表の文書記号として規定されていたことから、それを改めるため、本議案を提出するものであります。

それでは改正内容の説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第43号説明資料「新旧対照表」でご説明します。

令和5年4月1日に、教育委員会の組織機構が見直しされ、「スポーツ課スポーツ係」を、「生涯学習課の所属に位置付けられる、厚岸町B＆G海洋センターの係」としたことから、令和5年4月26日に開催した、第5回教育委員会の議案第34号で本規程の付表を改正したところでありましたが、この付表中において、本来付表中に表記すべきでない「課名、生涯学習課」、「係名、スポーツ係」、「記号、厚教生ス」を、誤って表記した改正を行っていたことから、今回、この部分を削る改正を行うものであります。

議案書1ページにお戻りください。

附則であります。この訓令は、令和8年7月22日から施

●**管理課長** 行するものであります。

本改正につきましては、本来であれば、令和5年の改正の際に、付表中から削るべきものでありましたが、事務の誤りにより、スポーツ係を生涯学習課の係として位置付けたものとなっております。

大変申し訳ございませんでした。

今後は、こういった誤りが無いよう事務を進めてまいります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第43号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●**教育長** 内容は「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて」であります。これから質疑を行います。

●**田辺委員** 1点だけ確認させてください。今の説明で今回の改正の中身はわかりました。実際に海洋センターのスポーツ係は残ることになると思いますが、そうするとスポーツ係の文書記号というのは、どうよう取扱いになるのか。

●**管理課長** 生涯学習課に属する他の施設、例えば、海事記念館や情報館、温水プールについてもそうですが、教育長名で文書を発出する場合、生涯学習課生涯学習係の文書番号で発出しております。出先の文書記号といったものはございません。管理課についても給食センターや町長部局についてもカキ種苗センターですとか、牧場といった施設はあります

●管理課長 が、そこその所属毎ではなくて、文書番号については課の文書番号を使っております。例えば、給食センターであれば管理課の文書番号を使って文書を発出しております。

●田辺委員 なるほど、実際のところ、今後はスポーツ係で発出する文書の文書番号は、生涯学習課生涯学習係の文書番号を使うということでしょうか。

●教育長 新旧対照表の改正案のほうで説明させていただきますが、先ほどあげた海事記念館ですとか、情報館については、生涯学習課生涯学習係、記号で言うと「厚教生生」を使って発出することになります。

●田辺委員 わかりました。

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 日程第6、議案第44号「厚岸町部活動地域移行検討協議会設置要綱の一部を改正する訓令」を議題といたします。

●教育長 職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習
課長 ただいま上程いただきました、議案第44号「厚岸町部活動地域移行検討協議会設置要綱の一部を改正する訓令を

●生涯学習 定めることについて」、その提案理由を申し上げます。

課長 議案書 2 ページをご覧ください。

厚岸町部活動地域移行検討協議会設置要綱は、厚岸町立中学校における部活動の地域移行に関し、段階的な地域移行の方向性を検討するため、厚岸町部活動地域移行検討協議会を設置することを目的に、協議事項や委員構成、任期などを定めたものであります。

今回の改正につきましては、協議会設置要綱第 8 条に規定する「庶務」において、庶務を担う係の所属名が正式な名称となっていないことから、それを改めるため、本議案を提出するものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、別にお配りしている、議案第 4 4 号説明資料「新旧対照表」により、ご説明申し上げます。

令和 5 年 4 月 1 日に、教育委員会の組織機構が見直しされ、「スポーツ課スポーツ係」を、「生涯学習課の所属に位置付けられる、厚岸町 B & G 海洋センターの係」とし、同年 7 月 1 日に制定された協議会設置要綱においても、本来、「厚岸町 B & G 海洋センタースポーツ係」と表記すべきところを「生涯学習課スポーツ係」としていたことから、今回、正式な所属名として「生涯学習課」を「厚岸町 B & G 海洋センター」に改める改正を行うものであります。

議案書 2 ページにお戻りください。

「附則」であります。この訓令は、令和 8 年 7 月 2 2 日から施行するものであります。

本改正につきましては、本来であれば、令和 5 年の協議

●生涯学習 会設置要綱の制定の際に、正しい所属名称にて表記すべき
課長 ものでありましたが、事務の誤りにより、誤った所属名称
となっておりました。

大変申し訳ございませんでした。

今後は、こういった誤りが無いよう、事務を進めてまいります。

●教育長 以上、簡単な説明でございますが、議案第44号の説明
とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●教育長 内容は「厚岸町部活動地域移行検討協議会設置要綱の一部
を改正する訓令」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです
か。

(異議なし。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありません。の声)

●教育長

以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第12回教育委員会を閉会します。